

◎議 事 日 程（第 4 号）

平成27年 6 月12日（金曜日）午前10時00分 開議

- 日程第 1 承認第 1 号 専決処分事項の承認について（「愛西市税条例等の一部を改正する条例」）
- 日程第 2 議案第40号 愛西市税条例等の一部改正について
- 日程第 3 議案第41号 愛西市国民健康保険税条例等の一部改正について
- 日程第 4 議案第42号 愛西市下水道事業受益者負担金及び分担金条例及び愛西市下水道事業区域外流入分担金条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第43号 海部地方教育事務協議会規約の変更について
- 日程第 6 議案第44号 市道路線の廃止について
- 日程第 7 議案第45号 市道路線の認定について
- 日程第 8 議案第46号 平成27年度愛西市一般会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 9 委員会付託について

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎出 席 議 員（19名）

1 番	大 野 則 男 君	2 番	山 岡 幹 雄 君
3 番	近 藤 武 君	4 番	神 田 康 史 君
5 番	竹 村 仁 司 君	6 番	高 松 幸 雄 君
7 番	石 崎 たか子 君	8 番	吉 川 三津子 君
9 番	鬼 頭 勝 治 君	10番	八 木 一 君
11番	大 宮 吉 満 君	12番	杉 村 義 仁 君
13番	島 田 浩 君	14番	大 島 一 郎 君
15番	鷺 野 聰 明 君	16番	堀 田 清 君
17番	大 島 功 君	18番	河 合 克 平 君
19番	真 野 和 久 君		

---

◎欠 席 議 員（1名）

20番 加 藤 敏 彦 君

---

◎地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	加 藤 良 邦 君	会計管理者兼 会 計 室 長	村 津 友 章 君
総 務 部 長	飯 谷 幸 良 君	企 画 部 長	佐 藤 信 男 君

経済建設部長	加藤清和君	教育部長	石黒貞明君
市民生活部長	永田和美君	上下水道部長	横井一夫君
消 防 長	飯谷修司君	福祉部長兼 福祉事務所長	猪飼 明君
子育て支援 プロジェクト 担当部長兼 児童福祉課長	伊藤辰明君	税務課長	大鹿 修君
市民課長	渡邊國次君		

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	佐藤敏彦	議事課長	加納敏夫
書 記	山田宗一	書 記	服部陽介

---

午前10時00分 開議

○議長（鬼頭勝治君）

皆さん、おはようございます。

本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。20番・加藤敏彦議員は、欠席届が出ております。定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・承認第1号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

日程第1・承認第1号：専決処分事項の承認について（「愛西市税条例等の一部を改正する条例」）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、19番・真野和久議員、どうぞ。

○19番（真野和久君）

それでは、承認第1号：専決処分事項の承認についてに対して質問を行います。

今回のこの専決処分に関しては、愛西市条例等の改正になるわけでありますが、主な改正としては、いわゆるこれまでの固定資産税の徴収に関して、現行の仕組みを3年間延長するということと、それから軽自動車税のうち原動機付自転車などの課税に対して1年延期をするというのが今回の主な中身となっています。そうした措置に対する愛西市に関しての影響、市の財政に対する影響はどういう状況になっているのかについて。

また、これまでもお尋ねをしておりますが、例えば原動機付自転車などについていえば、登録台数等の数と、それから1年間の延期の影響について。

また、こうしたことによる財源が入らないことに対しての交付税などによる国の代替措置などがあるのかどうかについてお尋ねをいたします。

○総務部長（飯谷幸良君）

それでは、専決の処分事項の承認についての御質問にお答えをさせていただきます。

現行の仕組みの延長がされたということで、財政への影響はございません。

そして、軽自動車の登録台数につきましては、平成27年度当初調定数で2万2,274台でございます。内訳といたしまして、原動機付自転車が2,696台、軽自動車が1万8,224台、小型特殊自動車が619台、二輪の小型自動車が735台でございます。

1年延期の影響といたしましては、昨年6月議会でもお答えをさせていただいておりますが、27年度の増収分の見込みにつきましては約500万円と答弁をしておりますが、27年度予算につきましては、この改正を踏まえた予算となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

また、交付税などによります国の代替措置につきましてはございません。以上でございます。

○19番（真野和久君）

原動機付自転車等については、当初予算の中で反映されているということでもあります。

固定資産税等を含めて、これについては、この間3年間延長になるわけですがけれども、いわゆる路線価に合わせていくような形で固定資産税をだんだん引き上げていくというのは、これからこういう形で続いていくんですかね。

○総務部長（飯谷幸良君）

27年度につきましては3年に1度の評価がえの年に当たりまして、今回土地に係ります固定資産税の負担調整の措置につきましては、現行の仕組みを3年間継続するという事で、当然3年に1度ずつ評価がえがございますので、それに対しての課税につきましては、上がるか下がるか、その評価によりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、8番・吉川三津子議員、どうぞ。

○8番（吉川三津子君）

重複した部分については割愛をさせていただきまして、質問をさせていただきます。

先ほど、この専決処分にされたわけですが、予算への影響がないということも専決処分の一つの理由なのかということをお聞きしたいのと、それから予算の組み方において、法改正とか条例改正があって、今回の軽自動車等の税収が増加するという事は条例等も改正がされていたわけですが、予算を組むときに条例をもとに予算を今まで組んでいらっしゃると思うんですが、それをもとにしてまた条例が改正になると、補正予算を組んで増額したり減額したりということをしてきていると思うんですけれども、愛西市において、まだ国のほうの見通し、条例の改正の見通しがない場合でも、こういった見通しのみで予算が組まれるのか、その辺について確認をさせていただきたいと思います。

○総務部長（飯谷幸良君）

今回の平成27年度予算につきましては、国の情報が知り得られたということで、それを見越して予算を計上させていただいております。

また、今回の専決処分にかかわる改正内容でございますが、一番大きなのは二輪車等に係る軽自動車税の税率の引き上げの1年間延長ということで、これが3月31日で専決処分をさせていただいておりますが、軽自動車税につきましては4月1日課税になりますので、その関係で今回専決処分をさせていただいております。以上でございます。

○8番（吉川三津子君）

ちょっとしっかりと確認をしていかなければならないことは、予算のほうにこの法の改正を織り込んだと。そういった情報があったということは、どの程度確信できる情報がいつごろ届いていたのか、その点について確認をさせていただきたいと思います。

○税務課長（大鹿 修君）

税条例の改正等につきましては、年度当初でございます。年初、平成27年の当初の1月のときに、新聞報道等もございましたけれども、そこで閣議決定がされたという形の中で情報が流

れてきておりました。それに基づきまして、軽自動車税につきましては1年間延長という形の措置をとらせていただいております。

あと、そのときに当時に、固定資産税等の負担調整の関係につきましても現行の制度の仕組みを延長するというような情報が流れてきておりますので、それにも基づきまして対応させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質問はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第40号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第2・議案第40号：愛西市税条例等の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、19番・真野和久議員、どうぞ。

○19番（真野和久君）

それでは、議案第40号：愛西市税条例等の一部改正についてに対して質問を行います。

今回の市税条例の改正の主な点については、ふるさと納税にかかわる問題、それから課税のわがまち特例の問題、それからあとマイナンバーの問題について、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

最初に、ふるさと納税においてですけれども、今回の改正で特例控除額が拡充をされます。また、申告手続が簡素化をされるということで、ふるさと納税の増加が期待できるのかというような問題点や、そうした増加や、それに対する特例控除などの確認は、これは愛西市民の関係ですけれども、特例控除による市民税の軽減などによる市への影響、こうしたものについてお尋ねをしたいと思います。

それから、わがまち特例に関しては、以前もこのわがまち特例に関して質問をしたことがありますが、今回の特例の要件に当てはまるものはあるのかどうかということ。それから、以前もしましたが、今後、市独自の設定というものに対してどのように考えているのかお尋ねをします。

それからマイナンバーの問題であります。このマイナンバー制度に基づく納税に関してですけれども、例えば確定申告などの所得申告をするときなどに、今後いわゆるマイナンバー、自分のナンバーを記入して申告をするというようなことが予想されてくるわけですが、そうしたときの取り扱い等についていろいろと問題が出てくるのではないかと懸念がされます。例えば、市側の処理が不十分に行われてどこかで漏えいしてしまうというような危険性の問題にどう対処するのかというような問題とか、それからそれぞれ個人の皆さんに今後マイナンバー

を配るわけですが、そうしたものが納税の際とか、以前のところでもそれぞれの皆さんがどういう形でそういったものを保持するのかなというような課題とか、それから会社等の関係でいくと、そのマイナンバーを会社などが雇用者のナンバーを管理するときなどに際しての情報の問題とか、さまざまな問題があるわけですが、愛西市の税務課として、この問題についてどのように対応していくのかについてお尋ねをしたいと思います。

#### ○総務部長（飯谷幸良君）

それではまず、ふるさと納税に関する御質疑でございますが、今回の改正では、確定申告を行わずにワンストップで寄附金税額控除が受けられる特例を創設したものでございまして、これまで控除を受けるには寄附先の自治体から受領書をもらい、翌年度確定申告する必要がございましたが、そういった寄附者にかわって寄附の控除申請を行うことを要請でき、同時に住民税の特例控除額の上限が個人住民税所得割の1割から2割に拡充をしております。

ワンストップ特例対象者には、個人住民税につきまして所得税控除部分も含め控除することによりまして、税収面から見ますと愛西市の市民税は減少するということになります。

次に、わがまち特例でございますが、今回の改正によりますところの該当するものは愛西市ではございません。また、今後どうするかということでございますが、国の動向、あるいは地方税等に基づきまして対応していきたいと考えております。

続きまして、マイナンバー制度の関係でございますが、税務課としての対応といたしましては、申請書などの紙媒体の管理につきましては、職員の管理意識を高め、適切な管理・廃棄に努めていきたいと思っております。以上でございます。

#### ○19番（真野和久君）

ふるさと納税に関しては、先ほどの答弁の中で、当然ふるさと納税をされる愛西市民の方がどこかへ納税される場合には、市民税は当然控除額がふえるので減少すると。逆に多くの方が市外から愛西市のほうへ寄附をしてもらえれば寄附金がふえるので、その分で何とかプラスになればいいなという感じだとは思いますが、ぜひその辺、現状の制度の中でいうと、ふるさと納税でたくさん来ていただけることを期待したいと思いますので、またいろいろとその点については検討していただきます。

それで、2つ目のわがまち特例に関して、以前も国や地方の動向を見てということでありましたが、こうした税制上のさまざまな特例を含めて、わがまち特例というのは愛西市としての特徴を出していくという、それぞれの地域の自治体によって特徴を出すという形を税制などの中でも考慮しながらやっていくということですが、そうした点の検討を今後されていくのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

それから、マイナンバーの問題については、先ほどの紙媒体の管理を徹底したいという話でしたが、1点、例えば確定申告等の場合に、なかなかマイナンバーを申告される方が持ってくると御存じで、それをその場で記入するとかはなかなか難しいのではないかとお尋ねしますが、そういったところの対処とかというのを、現状でいえばどういうふうに対応されているのか、また今後どうされるのかについてお尋ねします。

○総務部長（飯谷幸良君）

わがまち特例の関係でございますが、今後、市の政策的施策のもと、財政部局とも連携をいたしまして、近隣市町村の動向も踏まえ、法の定める範囲内で検討していきたいと思っております。

また、マイナンバー制度で個人番号が記入されない場合はどうするかということでございますが、今まだちょっとそこまで検討はしておりませんので、よろしく願いをいたします。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、8番・吉川三津子議員、どうぞ。

○8番（吉川三津子君）

私のほうからは、マイナンバーの関係でお聞きをしたいと思うんですが、こういう企業ナンバー、個人ナンバーも企業が働いていらっしゃる方からナンバーを聞き取りながら申告等をしていくことになると思うんですけれども、企業にとってもこれは大変大きな作業負担が出てくるわけですが、具体的に企業の中でどのような負担が出てくるのか、その部分についてどこが指導していくのか、1点お聞きしたいと思います。

それからあと、以前にもこのマイナンバーの問題は議会で取り上げられておりますので、説明は受けているわけですが、今、大変市民の方の注目の的になっておりますので、再度説明を求めたいと思うんですが、マイナンバーをつけることによって、市の中ではどのようにこのマイナンバーが活用されるのか、もう一度御説明をいただきたい。どんなデータとどんなデータがリンクされていくのか、その辺についても御説明をいただきたいと思っております。

それからあと、先ほどマイナンバーがわからなくて書かれなかった場合、どうなるんだというお話があったわけですが、これによって拒否をされる方もひょっとして今の状況だと出てくるかもしれません。そういったときの書かなかったことに対してのデメリット、それから法的に罰則があるのか、それとも書かなかったら市が調べて書くのか、その辺についてどうされていくのか、それとも受理をしないのか。その辺について、わかっている範囲でいいので教えていただきたいと思っております。

○総務部長（飯谷幸良君）

まず、法人番号の関係につきましては、法人に付与される法人番号につきましては国税庁で公表がされまして、誰でも確認することが可能となります。利用範囲も決まっておりますので、どんな目的に利用しても問題はないということで聞いております。

番号制の導入された場合ですけれども、個人住民税分野におきましては、給与支払い報告書や確定申告書などに番号が記載されて提出されてくることによりまして、現在行っている名寄せ作業の効率化や正確性の向上が図られるとともに、未申告や扶養控除等の対象要件の調査など、税務調査がよりの確に行われることにより、課税の適正化が期待されるということでございます。

あと、先ほど申されました番号を付されてこない場合はどうなるかということでございますが、ちょっと今まだそこまで検討をしておりますので、よろしく願いをいたします。

○8番（吉川三津子君）

いろんな形でマイナンバーを市が情報として取得をする機会がふえてくるわけなんですけれども、このマイナンバーがついたデータというのは、今愛西市は基幹系システムと情報系システム2つに分かれていると思いますが、このマイナンバーがついたデータ、そういったものはどちらに保管されるのか。マイナンバーがついたデータが情報系のほうにコピーして活用されるようなことがあるのか、今後のデータ管理がどうなっていくのか、その辺について1点お聞きしたいと思います。

それからもうあと1点は、これだけ今、本当にテレビでも年金の問題、それに加えてマイナンバーの問題が言われている中、今回のこういった条例が、採決が延期されて9月議会になった場合、何らかの支障が生じるのか、その辺についてお聞きをしたいと思います。

**○企画部長（佐藤信男君）**

まず、基本、基幹系と情報系の関係なんですけれど、基幹系と情報系は全く別で愛西市の場合は組んでおりまして、情報系と基幹系でそのパソコンのデータをやりとりというのは基本的にはやれないというふうに考えております。以上です。

**○総務部長（飯谷幸良君）**

影響はあるかどうかという御質問でございますが、一応もう28年1月から交付が始まりますということで、法律上はもう確定しておりますので影響はございません。

**○8番（吉川三津子君）**

議長、答弁漏れがありますので。

先ほど、マイナンバーがついたデータについて、基幹系のシステムのみにはしか保管がされないのか、情報系のほうにもそのナンバーがついたデータが保管されることがあり得るのか、その辺についてお伺いをして、これは大変重要な問題ですので、簡単にコピーができたとか、そんな状況も困るわけですので、その辺の確認をさせていただいております。

**○企画部長（佐藤信男君）**

情報系のほうは、基本的にはグループウェアで職員間の連絡とか、そういったものに使っております。基幹系のほうがマイナンバーのほうの利用ということになりますので、基本的には基幹系のほうで処理をするということになっておりますので、情報系と基幹系が混じるとか、そういったことは考えられません。

**○議長（鬼頭勝治君）**

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第3・議案第41号（質疑）**

**○議長（鬼頭勝治君）**

日程第3・議案第41号：愛西市国民健康保険税条例等の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。



通告に従い、発言を許可いたします。

18番、河合克平議員、どうぞ。

**○18番（河合克平君）**

議案第41号の愛西市国民健康保険税条例等の一部改正についてについて質問させていただきます。

国民健康保険の都道府県化が行われるということで、一般質問でも真野議員が指摘されておりましたが、そういう中で、国は公費による充実等による財政基盤の強化ということで、各自治体に3,400億円の財政支援を行うようにされている状況ですが、今回の条例改正の中で、低額所得者についての拡充ということで、枠が広がった状況が条例の中では入っておりますが、その拡充について、国から出る財政支援ということで3,400億円を利用しているのかどうか、そのことについてお伺いをいたします。

もし利用しているとするのであれば、その支援金というのは一体愛西市にどれだけ来るのかということについてお伺いいたしますので、お願いします。

**○市民生活部長（永田和美君）**

公費の拡充につきましては、今年度から保険者支援制度の拡充で1,700億円、平成29年度からはさらに1,700億円の追加で合わせて3,400億円の支援を行うというものでございます。今回の条例改正では、国の公費拡充のための法律改正を受けてするものでございます。

さらに、支援金の規模の関係でございますが、国庫負担金等の算定方法の改正もございまして、愛西市にどれだけかということは、現時点ではつかんでおりませんが、国ベースでの拡充の所要額につきましては、平成27年度予算ベースで1,664億円ほどと示されております。以上でございます。

**○18番（河合克平君）**

もう一度確認ですが、今、条例で行われる拡充については、この約1,700億円の国庫支援金が含まれているということかという確認と、あと幾ら来るかわからないということなんですが、来た場合について、それを市の、今法定外繰り入れで国保会計に繰り入れてはいるんですけども、その繰り入れているのを減額して財源をつかえるようなこともなく、ちゃんと国庫からの支援金については国保会計にそのまま入れて、できるなら真野議員のあったような子育て世帯に対する減免ですとか、また全体に安くなる均等割について1人当たり幾らという減額を考えるですとか、そういったことで市民の負担を軽減するということを考えていただきたいというふうに思うわけですが、それにお答えいただけますでしょうか、お願いします。

**○市民生活部長（永田和美君）**

今回の約1,700億円の中に含まれておりますし、今回の国からの助成につきましては、現在の条例の範囲内、今回上程しておりますが、軽減だけで考えておるところでございます。以上です。

**○議長（鬼頭勝治君）**

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第42号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

日程第4・議案第42号：愛西市下水道事業受益者負担金及び分担金条例及び愛西市下水道事業区域外流入分担金条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

議案第42号の愛西市下水道事業受益者負担金及び分担金条例及び愛西市下水道事業区域外流入分担金条例の一部改正についてについて質問いたします。

今回のことについては、下水道事業受益者負担金と受益者分担金についてと、域外についての分担金の扱いについての条例改正、その権利譲渡等についての内容と、あと徴収についての内容が入っているかと思うんですが、今回国税徴収法ということで、地方税にプラスして国税徴収法を加えた理由についてお伺いをいたします。一般的には地方税法だけでできるんじゃないかというふうに考えるわけですが、その理由についてお伺いをいたします。お願いします。

○上下水道部長（横井一夫君）

お答えさせていただきます。

都市計画法第75条第5項では、納付しない場合においては、国等は国税滞納処分の例によるとしており、また地方自治法第231条の3第3項では、地方公共団体の長は地方税法の滞納処分の例によるとしております。

国税徴収法を加えまして、国税徴収法及び地方税法とすることが適正であるので、今回改正をお願いするものであります。以上でございます。

○18番（河合克平君）

なぜ、都市計画法に書かれているから国税徴収法を加えたほうがいいのかというのがよくわからないんですが、都市計画法にあれば加える必要がないのではないのかなあというふうに思うので、何で今回4年、5年たった後に加えなければならなかったかということについての理由をもう少し具体的に教えてください。

あと、22年から26年まで、実際負担金、また分担金については賦課決定して、徴収ということで業務をしていると思うんですが、この徴収の中で、それまでは国税徴収法ということは加えられていない中で条例がある中で、滞納処分というのは、この22年から26年までされたのかどうかというところについてお伺いをいたします。

条例が変わっていないのに、本来であれば22年から26年まで滞納処分ができないのではないかなあというふうに考えるわけですが、そのこともあわせてお伺いをいたします。

○上下水道部長（横井一夫君）

まず、この国税徴収法を加えたという理由でございますが、先ほど御答弁させていただきま  
した。ただ、滞納処分の事務につきましては、上位法、国税徴収法で定められています。した  
が、いまして、条例改正前に行われておりました行為自体は、あくまでも違法ということではな  
く、あくまで条例が少し誤っていたというような形でございます。

それと、昨年までの受益者負担金及び分担金に係る滞納処分の案件についてはございません。  
以上でございます。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、13番・島田浩議員、どうぞ。

○13番（島田 浩君）

議案第42号から質問させていただきます。

今回のこの条例は、平成27年7月1日から施行とありますが、6月30日以前に発生している  
滞納金は該当しないのか。

また、平成26年度末までに何件、また幾ら滞納しているかお伺いいたします。

○上下水道部長（横井一夫君）

滞納処分につきましては、6月30日以前の受益者負担金及び分担金の滞納金につきましても、  
当然対象となります。

また、平成26年度末までの滞納件数でございますが、102件、滞納金額は611万6,800円とな  
っております。以上でございます。

○13番（島田 浩君）

従前の受益者の地位を継承する者が支払うのは理解できますが、継承するだけで、その後の  
措置として、過去に農業集落排水使用料の関係で専決処分をしておりますが、公共下水道の負  
担金等でも今後同じ手法をとるかお伺いいたします。

○上下水道部長（横井一夫君）

使用料や負担金などの債権につきましては、債権の種類に応じた債権管理を行うことが定め  
られております。公共下水道受益者負担金及び分担金の債権につきましては、農業集落排水の  
使用料とは異なります。公債権の中の強制徴収権の種類でございますが、自力執行権の権限が  
あります。裁判所への使用料などの支払い督促等の申し立て等の手続による必要はございませ  
ん。

今後につきましても、公共下水道受益者負担金及び分担金の債権回収につきましては、本条  
例の第13条に従いまして滞納処分を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第43号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

日程第5・議案第43号：海部地方教育事務協議会規約の変更についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、19番・真野和久議員、どうぞ。

○19番（真野和久君）

それでは、議案第43号：海部地方教育事務協議会規約の変更についてということでお尋ねをしたいと思います。

今回の規約の改正については、4条の2項について、これまで協議会が行ってきた採択に関する事務を採択地区協議会の庶務に関する事務に変更するということでもあります。

これは法改正の関係もあったとは思いますが、変更の理由についてまずお尋ねをしたいと思います。

また、この変更によって教科書選定、これまでどういう形で選定をしてきたかということと、それから、これからそれがどういうふうになるかということで、ちょっと詳しく説明をお願いしたいと思います。

○教育部長（石黒貞明君）

これまでは海部地方の事務協議会において設置されました教科用の図書採択海部地区協議会を、平成27年3月に市町村教育委員会で設置することに教科用図書採択海部地区協議会の規約が改正されました。これによりまして、海部地方教育事務協議会から独立した位置で採択事務を進めることになりました。

これによりまして、海部地方教育事務協議会規約でございますが、先ほど議員が申されたとおり、4条関係を修正しておりますけれども、教科書採択につきましては、市町村教育委員会で設置した教科用図書採択海部地区協議会にて採択協議を行い、各市町村教育委員会へ答申をして決定することになります。以上でございます。

○19番（真野和久君）

ちょっと確認なんですけど、これまでは海部地方教育事務協議会の中に設置されていた教科用図書採択海部地区協議会が、いわゆる各教育委員会で合同で設置する教科書採択海部地区協議会へ新たに移したという形ですね。そういう形で、いわゆる自治法上の協議会である、執行機関の協議会である地区協議会の中から採択業務を、それぞれの教育委員会の合同の採択協議会を設置することで、主に独立させたということよろしいですねということで、その点について、以前一度聞き取りをしたときには、やはりそもそも執行機関の協議体である地区協議会の中で教科書採択をするのはおかしいというような話もあって、そういう形になるんだという話がありましたが、それはそれとして当然よいとは思いますが、今後、特に今回は、法律の改正で採択協議会が決定したものには従わなきゃならないと、各教育委員会は。そういうような法的な根拠ができたわけですが、その点に対してどういうふうに対応していくのかお尋ねしたいと思います。

○教育部長（石黒貞明君）

今、真野議員が言われたとおりでございます。そのとおりでございます。

そして、今後でございますけれども、協議会のほうから答申がされますので、各教育委員会はそれに基づいて教科書の採択を行うようになると思います。以上でございます。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、8番・吉川三津子議員、どうぞ。

○8番（吉川三津子君）

質問としてはちょっと重複をしておりますので、新たにお聞きしたいんですけれども、実際の教科書認定において、今までのプロセスとどこが変わるのか、教科書等の、今後こういうのを使うんだよということで市民への提示もされてきたと思うんですけれども、そういったところの仕組み、具体的に何がどう変わるのか、御説明をいただきたいと思います。

そして、愛西市としての独自性というものがどういったところで担保されていくのか、その辺についてもお聞きしたいと思います。

○教育部長（石黒貞明君）

教科書採択につきましては、現場においては今までどおり、特に変更はございません。

今まで市長部局に教科書採択の関係を置いていたものが、法律の一部改正によりまして変更されたということで、それに基づいて採択の地区協議会を設定しまして、そこで教育委員会が要するに検討するということになりますので、各教育委員会の意見はそこで反映されると思いますので、よろしくお願いをいたします。

○8番（吉川三津子君）

新しい組織ができるというお話だと思うんですけれども、その組織の規約等については、まだこれからつくられていくのか、今回は古い教育事務協議会の規約の変更だと思うんですけれども、新しい組織の規約等については、今後どうなっていくのか、また組織の編成についてもまだこれから議論をされていくのか、その辺について、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○教育部長（石黒貞明君）

規約につきましては、今までどおり事務協の中に採択の部門がありましたので、当然規約も持っておりました。今回独立ということになりますけれども、その規約を改正して、市町村という文言が各教育委員会ということで変更になるということで、特に新たに規約をつくるというようなことはございません。一部変更は行います。以上でございます。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第44号及び日程第7・議案第45号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第6・議案第44号：市道路線の廃止についてと日程第7・議案第45号：市道路線の認定についてを一括議題といたします。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、18番、河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、44号の市道路線の廃止、45号の市道路線認定について、一括して質問をさせていただきます。

説明の中で、物流施設をつくるというお話がありましたが、物流施設といってもいろいろとございまして、トラックだけが行き来するターミナルステーションのようなものもあれば、中で加工し、検品をし、こん包をし、発送をするという物流施設もあるわけで、具体的にどのような施設なのかということと、もし教えていただけるのであれば、どういった名前の会社の施設なのかということをお伺いできればと思います。それがまず第1点。

もう1点が、この部分については換地を行うということでお話がありましたが、どこのどのような部分と換地を行うのであるかということについてお伺いいたします。お願いします。

○経済建設部長（加藤清和君）

物流施設の扱いの商品の関係でございますが、これにつきまして自動車部品等の配送を行っている物流施設でありまして、会社名につきましては、155号線にあります東伸物流が計画をしているということでもあります。

どの部分と土地を交換するかという問題につきましては、議案第45号の路線廃止図の市道2355号線の総延長面積が239.9メートルあったものを、新たに認定をお願いしております2355号線と2368号線との間を交換の対象としております。交換先の部分につきましては、西側の市道2172号線と市道2220号線をLの字に原道を拡幅するというのでつけかえを計画しております。以上です。

○18番（河合克平君）

換地を行うということなんですが、これについて譲渡というのか、売買というのか、売り渡しというのか、そういったことについては検討をされたかどうかについてお伺いいたします。

○経済建設部長（加藤清和君）

議員が言われるように、いろいろな土地の考え方もございます。譲渡することの検討につきましては、地元より用地の交換をし、機能向上の考えを確認させていただいております。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、8番・吉川三津子議員、どうぞ。

○8番（吉川三津子君）

数点お聞きをしたいと思います。こういった道路のつけかえとか工事が始まると、地元のほうから何の工事だという問い合わせがこういった工事があるたびに私はお聞きするわけなんです。こういった物流なり、道路については回覧板が回ったりとかしたりするんですけど

も、地元の合意とか意見聴取とか、そういったものが今どうなっているか、私は西保のいろんな物流の問題で何度も申し上げてきて、地元にはこれから説明会をするような答弁も今までされてきたわけです。しかし、こういう工事が始まると、何度も何度も私はそういった御意見をいただくわけで、地元の合意とか意見聴取、周知、そういったものがどうなっているのか1点お聞きをしたい。

それから、こういった物流が来ることによって、よく市の支出が、ほかの下水道なり土地改良区なり、いろんな工事が発生して、市の持ち出しが出るケースが今までもかなりあるわけです。今回この市道の廃止、認定に伴う物流の建設により、市の負担が今後あるのかどうか、その点について確認をさせていただきたいと思います。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

地元の合意の件につきましては、地元代表者の同意印をとる形ということで、今回も同意印をとっております。

また、意見聴取につきましては、愛西市住宅地開発事業等に関する指導要綱について、地域との協議を必要とする事項については、事前協議をするものとするということになっておりますので、その中で地元説明もされており、地元は了承済みだというふうに考えております。また、市のほうからもそこら辺は開発業者にしっかり地元説明をするようにという指導はさせていただいております。

意見聴取につきましては、事業者より地元代表者の意見を聞いた中で、同意をとる場合にしっかり打ち合わせをされたということは確認しております。

次に、市の負担についてですが、これについては申請者の全ての負担ということになっておりますが、当然用地交換等についてはそのような形で市の負担がないように、業者のほうで負担をして面積も同等以上の取り扱いで交換をするという基準で進めさせていただいております。

#### ○8番（吉川三津子君）

前にも申し上げたように、地元とは一体誰なのかというところで、やっぱり近隣の近いところの方々が知らずにこういったものができてしまうということは大変問題なんですね。じゃあ、市は地元の代表のみと話をすればいいのか、地域ごとにいろいろ御事情がありますので、その辺も周知の仕方というのが地域ごとに温度差があると思います。その点までやはり確認をされているのか。この問題はかなり私もしつこくやってきているんですけども、なかなかそこまで至っていないのが現状ではないかと思いますが、その点について改善をしてきたのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

それからあと、市の負担ができるだけ少なくというお話ですが、今回のほうの案件については、一切市の支出がないのか、その辺について、きちっと確認をさせていただきたい。

それからもう1点、土地利用調整条例の提案等もさせていただいてきておりますけれども、こういった条例ができれば、今あるこういった物流の計画、道路のつけかえ等の情報が広く地域のほうに知っていただく機会ができていくのか、そういったことについてお聞きをしたいと思います。

○経済建設部長（加藤清和君）

議員が言われますように、地元の周知の関係でございますが、これについては私のほうからも開発業者に地元への説明会が必要な場合は、しっかり地元との説明をした中で協議をするように指導はさせていただいています。

それと、負担金の関係につきましては、当然これは先ほども御説明させていただいたように、交換の場合については同等面積以上と、それと全てのつけかえに係る費用については、開発業者の負担と、こういうようなことで御説明をさせていただいておりますので、こういうつけかえの問題については、市の負担は一切ないということで考えております。

続いて、土地利用条例の制定に伴う情報の共有という中で、地域との情報を共有した中でそういうようなことが改善できればと、こういうような形で土地利用条例の制定も考えていきたいというふうに思っております。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここで休憩をとります。再開は11時といたします。

午前10時51分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（鬼頭勝治君）

休憩を解き、再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第46号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

日程第8・議案第46号：平成27年度愛西市一般会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、順次質問させていただきます。

議案第46号：平成27年度愛西市一般会計補正予算（第1号）についてお伺いいたします。

まず、ページ数で12ページについてのお伺いをいたします。

12ページの支出の部の臨時福祉給付金についてのお伺いをいたします。

昨年も同じような臨時福祉給付金については行われた状況ではありましたが、昨年の実績、郵送した人に対して何人ぐらいが申し込みがあって、支払いがされたのかという実績をお伺いいたします。

また、昨年については9月のときから12月まで締め切りを延ばしたという状況がありました



が、ことしについてはどうするのかについてお伺いをいたします。

続いて、同じく12ページのその下の市江児童館屋上防水改修工事についてでございます。

水漏れ等が発生するということがありますので、こういった館については定期的に屋上防水についてはしていかなければならない。大体一般的に屋上防水の保証期間は10年ということになっておる次第であります。今回行うということなんですが、前回いつごろ行ったのかということについてお伺いをいたします。

また、今回補正予算が出されておりますが、まだ請負業者の選定はされてはいないと思えますけれども、この300万という価格からどのような入札等によって請負業者が選定されるのかということについてお伺いをいたします。

続いて、同じく12ページの事務局費、教育総務費に事務局費のところでは報償費、旅費、需用費ということで載っておりますが、多分これについては説明であった学力充実プランということで推進事業についての予算だと思えますが、これについては、対象は誰になるのか、子供になるのか教師になるのか、どういった形で行われるのか、講師ということでありますので講演会が行われるのか学習会が行われるのかということがあると思えますが、そういった具体的な内容についてお伺いをいたしたいと思えます。

続いて、同じく12ページのその下段の小学校費、学校管理費の工事請負費用の施設修繕工事について、3,400万円の予算をとられている部分についてお伺いをいたします。

公共下水道の接続工事費であるということでは説明はございましたが、3,400万円の工事費についてはどういった内容の工事になるのか。大体3,000万というとかかなり長い配管が発生するのかなあと考えてみたりしておりますが、そういった工事の内容についてお伺いします。その工事の内容にかかわって、今現在浄化槽というのがあると思うんですけれども、その浄化槽については撤去をするのか、貯水槽として使うのか等々、そういったどうするのかということについてお伺いをいたします。

また、この件についてもまだ決まてはいないと思えますが、3,000万以上ですので、ルールはあると思えますけれども、どのような形でその請負業者を決定するのかということについて、お伺いいたします。

以上4点、よろしく申し上げます。

#### ○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）

まず、私のほうからは、臨時福祉給付金の昨年度の実績についてでございますけれども、平成26年度に実施されました臨時福祉給付金の事務費の分の実績については1,280万1,952円、給付金の実績でございますけれども1億439万5,000円、合計で1億1,719万6,952円でございます。

それから、ことしも締め切りを延長するかという御質問でございますけれども、締め切りの延長につきましては、昨年度は当初受け付け期間を7月1日から9月30日まででございました。申請が余り出てこないというようなこともありまして、12月26日までに延長させていただきまして、今年度につきましてはそれらを加味しまして、8月3日から12月25日までを予定しておりますので、今年度の延長については考えておりません。

実績の対象者数でございます。26年度の対象者数は9,333名でございます。そのうち、支給者は7,995名でございます。以上です。

**○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）**

私のほうからは、市江児童館に関する補正の御質問に答弁をさせていただきます。

市江児童館でございますが、平成2年に建設をされて、屋上防水改修工事としましては、今回初めて行うものでございます。

また、どのような形で選定をするのかという御質問でございますが、今議会で補正予算が議決されましたのであれば、市の指名審査会に諮って、入札の方法とか指名の業者を決定することになります。以上でございます。

**○教育部長（石黒貞明君）**

私のほうからは、学力充実プランの推進事業ということで、対象につきましては教師でございます。

具体的事業の詳細でございますけれども、授業者であります教師の力量を向上させるために外部講師を招いた職員研修会の実施、また各学校の研究テーマに基づく校内研修を後押ししたり、さらには学力の基盤となる子供たちの学習規律・学習習慣を確立するための啓発活動に取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

それと、永和小学校の公共下水道の接続工事でございます。

これにつきましては、工事の詳細でございますけれども、校舎の汚水としましてトイレ、特別教室、手洗い場等の配管接続でございます。そしてプール、これにつきましては汚水のみでございます。それと体育館、屋外トイレの配管接続の工事を計画しております。

既設の浄化槽につきましては2基ございます。これにつきましては、くみ取り及び清掃を行いまして、防火水槽への転用を計画しております。

あと、請負業者の関係でございますけれども、現時点では決定しておりません。今後は学校運営に支障のないように、夏休みの期間中に工事着工をしたいというふうに考えておりますので、指名審査委員会に諮りまして、7月に入札を行い、業者決定を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

**○18番（河合克平君）**

では、数点再質問させていただきます。

まず、臨時福祉給付金についてですが、今、9,333人中7,995人ということで大体80%ぐらいか85%ぐらいだと思うんですが、残りの、今回また2回目ということでありますので、締め切りは延ばされるということですが、いただかない、もらえない人が出るということがないように、具体的にどういった、催促も含めてしていくのかということについて、方法等、今考えていることがあれば、教えていただきたいと思います。

あと、学力の充実プラン推進事業についてですが、今いっぱいいろんなことを、外国人講師を呼ぶですとか、教師の学力の向上ということでお話がありましたが、実際には何時間ぐらいの講演、またはこの啓発活動等を含めて、どのぐらいの時間の規模で行われるのかということ

がわかれば教えていただきたいと思います。

以上2点、お願いします。

**○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）**

昨年度については、確かに85.7%ぐらいの支給率でございました。今年度につきましても該当と思われる方、9,400人ほどと思っておりますけれども、8月3日から受け付けをする際に御案内をして、申請書を同封しまして案内する予定をしております。その結果、申請が余り出てこないようなことがあれば、催促といいますか、再度案内をするということになるかと思っております。以上です。

**○教育部長（石黒貞明君）**

何時間というような御質問でございますけれども、期間としましては11月ごろまでを予定しております。その間に学力・学習状況調査ということで、これの分析ということでワークショップを行ったり、また先ほども議員のほうから申されたとおり、外部講師を呼んで授業改善の研究会を、今の段階で計画でございますけれども、2回程度を予定しております。あと一番最後になりますけれども、11月ごろになりますけれども、総合的に学力・学習状況の充実プランと結果分析プログラムの活用研修をさせていただいて反映していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、2番・山岡幹雄議員、どうぞ。

**○2番（山岡幹雄君）**

平成27年度6月愛西市定例会において、議案第46号：平成27年度愛西市一般会計補正予算（第1号）について質問させていただきます。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費の19節負担金、補助金及び交付金の関係で補正を組まれてみえるわけですが、通知カード・個人カード関連交付金について質問させていただきます。

今回、通知カード・個人番号カードの関連事務について、どのように活用できるのか御説明と、このカードについて市民にどのように啓発を行うか、御回答をお願いします。

また、この個人カードの各種オンライン申請等、他市では利用はできるという、コンビニなども証明が取得できるということでございますが、愛西市もそのようにできるかお尋ねいたします。

**○市民生活部長（永田和美君）**

通知カードにつきましては、10月から住民票に記載されます住所地に世帯ごとに郵送されます。個人番号カードは希望者に平成28年1月から無料で交付されることになっております。個人カードにつきましては、身分証明書として利用できるほか、ICチップに記録されています電子証明書を用いまして、e-TAXなどの電子申請に利用もできます。

もう1つの市民への啓発につきましては、6月3日にホームページに掲載をさせていただいておりますし、また広報「あいさい」7月号への掲載を現在進めておるところでございます。

個人番号カードにつきまして、住民基本台帳カードにかわるものでございまして、e-TAXなどの電子証明書には利用できるわけですが、コンビニの各種証明書の取得は現在できませんので、よろしくお願ひします。

**○2番（山岡幹雄君）**

今回、こういうカードが交付に当たり、実際数年前から国のほうが行うということで、各市はそれぞれどのように活用できるかということでそれぞれの自治体ごとに協議しておるんですが、先ほど言ったe-TAXも含めて税と社会保障の関連、災害等の被災者の救済等に、愛西市として国のほうの個人カード交付に当たり、どのように協議したかということと、それに伴う今後条例改正、このカードは個人に番号がつくわけでございますので、いろいろ多種にわたって活用できると思ひますので、それがもう来年1月からスタートだということで、その条例改正の計画があるかどうかお尋ねいたします。

**○市民生活部長（永田和美君）**

まず1点目の、各機関の相互情報に当たりまして、個人番号カードが活用されるものではございません。

それからもう1点目の、個人番号カードの利用につきましては、コンビニ交付とかカード一元化など、現在勉強中でございます。現時点におきまして、具体的な計画は持っておりませんので、よろしくお願ひします。

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、19番・真野和久議員、どうぞ。

**○19番（真野和久君）**

それでは、補正予算に対する質問を行いたいと思ひます。

まず、第1点目は個人番号カードの交付事業に関しての質問であります。初日の当初の説明では、交付事務にかかわって臨時職員2人を雇用するということと、それからまた、カード作成までの業務委託交付金ということで業務委託をするような話になっておりますが、このあたりの内容に対して、ここまでどういうふうにするのか、具体的に教えていただきたいと思ひます。

また、それに対するいわゆる情報漏えいも含めた対応はどのようになっているのかについて、お尋ねをします。

それから2点目、先ほど河合議員のほうからも学力充実プランの新事業についての質問がありました。答弁の具体的内容の中で、学力向上、具体的にどのようなことを考えているのかということと、それからあと学力状況分析調査をやって、プログラムだという話がありましたが、こうしたプログラムをつくっていくということに対する、どういう形でやっていくのかについてお尋ねをします。

**○市民生活部長（永田和美君）**

通知カード・個人番号カードの関連事務の中におきまして、通知カードの作成、個人番号カード申請受け付け処理、個人番号のカード作成、電子証明書の鍵ペアの生成、またはコールセ

ンターの業務を地方公共団体情報システム機構に委任をするものでございます。

臨時職員の業務につきましては、個人番号カードの交付、本人確認、それから暗証番号の入力などと考えております。以上です。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

学力充実プランにつきましては、これは県が進めている事業でございまして、議員が申されておるプログラムをつくるかということでございますけれども、これに関しましては愛知県が全国学力・学習調査の結果を分析し、子供たちが抱える課題を明らかにするために結果分析プログラムと課題を解決するための方向性をまとめた学力・学習状況充実プランを配付しております。この2つを積極的に活用し、愛西市の子供たちが抱える課題に積極的に向き合い、克服するとともにさらに学力を充実させるために実践研究を進めてまいりたいということで、教育活動の一層の工夫・改善に役立てていくことを目的としております。以上でございます。

#### ○19番（真野和久君）

それでは、再質問を行います。

まず、マイナンバーの個人番号カードに関してですけれども、いわゆる全国的に多分ほとんどの自治体はその機構に委任するということになっていると思っておりますけれども、これに関して愛西市としての関与とか、それから愛西市との関係での情報のやりとりとか、そうした問題とか進捗や何かについて、あるいはさまざまな問題点や何かが起こったときの連絡とか、そうしたのはどういう形になるのか、また契約等は個々の自治体が行うのかについて確認をしたいと思っております。

それから、臨時職員の関係ですけれども、本人確認や番号の入力等という話がありましたが、臨時職員との関係で特に情報秘匿の問題とか、そういった問題に関しての対応とか、どういう形で行っていくのかということをお尋ねしたいというふうに思います。

特に委託の問題でいくと、いわゆるベネッセなどの委託の下請のところの職員が情報を出したということがありますが、いわゆる機構のほうはそういったことは大丈夫なんでしょうか。そういったことの確認等はどうかされるのかについてお尋ねします。

それから、先ほどの学力プランのほうですけれども、国の調査とかプログラムを活用して行っていくという形のお話ですけれども、これは例えばある学年とかのサンプルなのか、全国全部でやるのかもしれませんけれども、そういう中で、学力向上の研修やなんかというのはどのように行われていくのかについてお尋ねします。

#### ○市民課長（渡邊國次君）

まず、業務委託の関係で機構への委任の関係でございますが、委任の内容については平成27年1月13日に告示をさせていただいて、機構に先ほど説明した事務を委任するというのを公表させていただいております。

それから、機構とのかかわり合いの中での心配事ということではございますが、機構自体の位置づけというのは、法律に基づきまして市町村の共同で運営する組織という位置づけがなされております。それから、総務省の監査も入るといような状況もございまして、そういつ

た心配については、これからそういった位置づけの中で担保されておるという認識でおります。

それから、もう1点の臨時職員の対応でございますが、確かに個人情報ということの取り扱いの中において、契約の段階において、それから契約した後の業務内容において、そういった情報漏えい、個人情報ということの取り扱いについては十分教育・指導していきたいというふうに考えております。

**○教育部長（石黒貞明君）**

サンプルはというような御質問だと思いますけれども、あくまでも学力・学習状況調査の結果に基づいてやっていくということを考えておりますので、よろしく願いをいたします。

それと、あと研修云々という話でございますけれども、先ほど申しましたけれども、講師を招いて研修会をやったり、それと随時あとは校内現職教育支援ということで支援を行っていききたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

**○19番（真野和久君）**

結果の検証です。

**○教育部長（石黒貞明君）**

結果の検証ですけれども、特にこの事業の中では検証をしていくことは考えておりません。その学習状況調査の結果を分析して学力向上にということをあくまでも目標にしておりますので、よろしく願いをいたします。

**○企画部長（佐藤信男君）**

少し私のほうから補足説明のほうをさせていただきます。

マイナンバー制度の関係の個人情報の関係なんですけれども、先ほど市民課サイドのほうから御説明がありましたが、私のほうからは職員全体としての答弁をさせていただきます。

新たに始まるマイナンバーに関係する事務は、基本的に法律などで定められた行政手続にしか使えませんということで、こういったことから市では、職員の認識を高めるために、関係課職員で平成26年2月にプロジェクトチームを立ち上げ、業務の利用に関する重要性を課の中の職員にも徹底させる体制づくりをして、現在もそういった作業を行っております。以上です。

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、8番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○8番（吉川三津子君）**

では、一般会計補正予算について、数点質問させていただきます。

マイナンバー制度についてはたくさん質問が出ておりましたが、再確認ですけれども、機構の役割というところで、いろいろ業務の委託をされていくんですが、この機構というのはそうになると全国民のマイナンバーがついたデータを知り得る立場になっていくのか、その辺のところをちょっと1点確認させていただきたいというところなんです。

それからあと、金額等の配分がされておりますけれども、これは国のほうから愛西市は幾ら幾らだと、人件費には何%認めるよというところで、国が示してきた数字をそのまま予算化したのか、その点について確認をさせていただきたいと思います。

次に、このマイナンバー制度のマイナンバーの管理について、やはり市民に管理の重要性を周知していく必要があると思うんですけども、市民に今後このマイナンバー制度についてどのように周知されていくのか、お伺いをしたいと思います。

それから、私はこれからこのマイナンバーを使ったデータがふえていき、個人情報がいりりリンクされていくということに大変危機感があるんですけども、今国のほうで定められたものにしかナンバーがつかない状況ですけども、国のほうから今後こういったものにつけていくという議論が国のほうで進んでいるかと思うんですが、具体的にどんなものにつけていくんだという議論がされているのか、その辺について御説明をいただきたいと思います。

それから、先ほど職員の危機管理、危機意識について企画部長のほうから御説明がありましたが、ワーキンググループのほうで議論がされていると。この間、藤沢市のほうで抜き打ちにメールが送られて、ウイルス感染をいかに防ぐかというようなことがされているというようなテレビ報道がされたんですが、議論はされているものの、具体的にどのような方法で危機意識を高めていくのか、具体的な方法についてお伺いをしたいと思います。

それから次に、12ページの民生費の社会教育費の臨時福祉給付金支給事業のシステム改修について、お伺いをしたいと思います。

具体的にこれがどのような改修なのか、どこに委託をするのか、お伺いをしたいと思います。

それから、12ページの市江児童館屋上の防水改修の工事ですが、いろんな公共施設の長寿化というところで、日ごろからやはりひどくなる前に改修のキャッチをし、市全体で優先順位をつけながら改修をしていくべきだというのが国のほうの方針なり施策もありますけど、私も議会の中で何度も取り上げてきているわけですが、この市江児童館の屋上の防水改修工事がいつごろ問題になってきたのか、必要だという認識に立っていたのか、その点ちょっとお伺いをしたいと思います。当初予算ではなく、やはり6月議会に補正が組まれるというのは、私自身ちょっと納得のいかないところですので、その点説明をいただきたいと思います。

それから、教育費の小学校の施設改修、永和のほうの下水道工事だというふうな先ほど御説明もあったわけですが、これもなぜ当初予算ではなくて、こういった補正で組まれているのか、その辺の理由についてお伺いをしたいと思います。以上です。

#### ○市民課長（渡邊國次君）

それでは、第1点目の地方公共団体システム機構の情報のことでの質問でございますが、まずこちらの機構については、そもそも地方公共団体情報システム機構法という中でこの組織が位置づけられております。ですから、先ほども答弁させていただいておりますが、そういったことの中で法律に基づいて事務を進めておると、そして監査もするというところでもあります。

そういった機構に対して、まず市民課から今回の番号を付番するに当たって、現在の11桁の住基番号、これを生成して12桁の個人番号を機構のほうが付番し、10月以降に世帯単位で通知カードをもって全ての国民に通知されます。そういうやりとりをするものであって、その情報というのは、基本4情報、氏名、年齢、生年月日、住所というものをもって個人を特定するという情報をまず提供します。

それから、予算の関係でございますが、国は来年1月から3月の間に全国民にまず8%ぐらいの個人番号カードの交付を想定した中で、今回の交付金2,264万8,000円はある意味、割り当てというものでございます。ですから、国が想定していますその8%ぐらいの交付割合に基づいて、子どももその後の事務、臨時職員とか、それからほかの郵送料については、これは割り当てではありません。先ほどの8%ぐらいを目標にした愛西市の対応としての補正予算でございます。

#### ○企画部長（佐藤信男君）

それでは、私のほうから3点ほど御回答させていただきます。

まず1点目ですけど、市民にどう伝えるかという関係でございますけれども、現在国などが各種新聞とかテレビ等を通してマイナンバー制度についての啓発が行われています。市といたしましても、先ほど回答もあれやっただんですけど、ホームページ内での掲載、それから庁舎内での関係各課や総合支所においてはパンフレット等を窓口に配置をして、通知カードとか個人番号カードのPRをさせていただいております。今後は、市の広報7月号への掲載も予定しており、機会あるごとに窓口や関係課よりカードの管理も含めてそういった重要性の周知を図っていきたくと、こういうように考えております。また、10月に郵送される通知カードの中にもそういった説明書が同封されております。

続きまして、マイナンバーにどんなデータがというような、管理がというような御質問であります。マイナンバーのほうは社会保障とか税、災害対策の分野で利用されているというようにお聞きをしております。まずは、年金とか雇用保険、それから医療保険の手続、それから生活保護、児童手当、その他福祉の給付関係、それから確定申告などの税の手続などで申請書等にマイナンバーの記載をすることとなる予定です。ただ、こういったことは法律などで定められた行政手続にしか使うかことはできません。

それから、将来的にというようなことですが、今のところ詳細のほうはわかっておりません。

次に、3点目の職員の危機管理で具体的にというようなお話ですけど、ふだんから職員が利用しているグループウェアがあるんですけど、そちらのほうに啓発の情報は定期的に提示をさせていただいております。

また、昨今日本年金機構での個人情報の漏えいに関しましても、このグループウェアを通しまして注意喚起をしております。また、先般の幹部会でも職員への注意喚起ということで改めて幹部会を通して職員の方に伝えております。以上です。

#### ○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）

私のほうからは、臨時福祉給付金のシステム改修委託の内容というようなことでございます。

昨年度に導入いたしておりますシステムからの改修でございますが、主なものとして、まず1つ目が平成26年度の5,000円の加算ということが今年度はありませんということと、それから2点目としましては、26年度の口座情報を移行する必要がございます。3点目としましては、26年度は子育て世帯臨時特例給付金、今年度もあるわけでございますけれども、昨年度については併給ができませんでした。27年度は両方とも支給対象となるというようなことで、



それについての改修があります。これら3つが主な改修でございます。

それと、委託先でございますが、基準日、ことし27年1月1日における住民登録、それから非課税という条件がございますので、それらをもととの住基情報、税情報を持っている日本電子計算株式会社を予定しております。以上です。

#### ○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

私のほうからは、市江児童館の屋上防水改修工事の御質問のうち、いつごろ問題があったかの御質問に答弁をさせていただきます。

市江児童館でございますが、平成2年に建設をされたもので、現在建物に目立ったふぐあいは見当たりませんが、屋上部分の老朽化が放置できない状況でもありますので、今年度屋上防水改修工事を実施させていただきまして、児童館の長寿命化を図りたいというものであります。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

私からは、下水道の接続工事に関することを御答弁申し上げます。

今回の下水道接続工事につきましては、文部科学省の学校施設環境改善交付金のメニューにあります大規模改造の事業対象となっておりますので、当初から平成27年度事業ということで文科省のほうへ計画を上げておりました。

しかしながら、昨年12月に文部科学省より、平成27年度の事業計画では予算配分の優先順位から耐震化事業以外の事業採択は極めて厳しいというような通知がありまして、事前に計画を計上していても採択されない可能性が高いという通知がありました。そこで、今回の工事については、当初予算計上を見送り、実施設計の委託のみを計上しておりますが、しかしながら、今年度4月に本事業の内定がありました。採択は確実ということを鑑みまして、学校運営に支障を来さない夏季休業中に工事実施を行いたいということで、今回6月補正に上げさせていただいております。よろしく願いをいたします。

#### ○8番（吉川三津子君）

では、少しだけ再質問をさせていただきます。

私も先日少し調べていて、マイナンバーの関係で愛知県の自治体が共同して運営しているL GWANのほうでもこういった個人ナンバーを使うようなお話があるという情報を得ているわけですが、その辺については具体的に何らまだ情報をつかんでいらっしゃるのか、その点1点お聞きをしたいと思います。

それからあと、いろいろ職員の危機管理、危機意識ということで、メール発信での啓発はされているということですが、具体的にそういった添付ファイル付きのメールを送って、それへの対処の仕方等、実践的なことを計画されているのか、その辺についても少しお伺いをしたいと思います。

それから、あと臨時福祉給付金のシステム改修の件ですが、私は大きなシステムをつくっていただくと、あとは本当に言い値で契約がされていく。本当に職員の方たちはこういったシステム改修に対しての知識というのがなかなか持ちづらいというところで、契約に対して大変私は注意が必要だと思っているわけですが、578万円のこの算出根拠、やはりプログラム

数を何本改修するとか、新たにプログラムを何本つくるとか、そういったデータをどれぐらいいじるとか、そういったところでの契約になっているのか、その辺、内容についてお伺いをしたいと思います。

それから、あと小学校の施設改善については、交付金の関係でしっかりとした確証を得てから補正予算を組むという理由がわかったんですけれども、市江児童館につきましては、当初予算ではなく補正予算に回したというところが、どこに理由があったのか、その点お聞きをしたいのと、それから定期的に公共施設の長寿化という意味で、未然に大きな改修にならないための巡回的な施設調査等がされているのか、その点について確認をさせていただきたいと思います。

#### ○企画部長（佐藤信男君）

それでは、私のほうからLGWANの御質問がございましたけれども、済みません、ちょっとこちらのほうではまだ詳細をつかんでおりませんので、御容赦ください。

それから、メールの関係で添付の関係なんですけれど、日本年金機構の一件がございまして、こちらのほうでグループウェアのほうで情報管理課のほうからこういった添付メールについての詳細な情報をそれぞれ流しております。それとともに、情報に関してパスワードを設けてロックするというような、そういった指導も改めてグループウェアを通して流させていただきました。そんなような事情です。

#### ○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）

臨時福祉給付金のシステム改修の内容ということでございますけれども、補正予算に計上しました臨時福祉給付金システム改修ですが、改修費用がそのうち162万4,320円、導入作業費が152万2,800円、システムの保守料が48万6,000円、それから印刷、封入委託費用が70万2,000円、機器の借り上げ費用が66万3,120円、封筒等印刷代、用紙代が76万860円を見込んでおります。御案内のように、委託業者との金額の交渉については、できる限り頑張ったいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○副市長（鈴木 睦君）

設計監理に伴う工事費の件で、少し私から説明をさせていただきますと、基本的な考えといたしまして、まず設計監理委託料を計上するのが一番でございまして、それに引き続きまして設計金額が固まった時点で工事請負費を計上するということが基本的な考えでございまして、今回の件につきましては、当初予算で設計監理委託料を計上しておりますので、その金額が固まったということで6月補正をお願いするものでございます。以上でございます。

#### ○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

調査の御質問でございますが、児童館・子育て支援センターにつきましては、特別な調査は実施しておりません。日常の管理、施設利用に当たって、ふぐあいがあればその都度対処しております。

また、今回の改修工事のように、建物の経年による劣化が認められるものについては計画的に修繕をするように努めております。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・委員会付託について

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第9・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております承認第1号、議案第40号から議案第46号につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員会等へ付託をいたします。

なお、各常任委員会に付託の議案等は、本日配付いたしました委員会付託議案一覧表のとおりでございます。

また、各常任委員会の開催日程は、先般配付いたしました会期予定表のとおり行いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（鬼頭勝治君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は6月26日午前10時より再開しますので、よろしく願いをいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時48分 散会

